時事新報

治者被治者（前々號の續き）

されば今日の所謂政事家なる者も皆之れ治者中の人物にして我國として今日尚ほ封建の世の中ならしめざる治者の位地に立て治者の事を行ひ國の政事よも參して人民を制御するの人物なり今日朝に立つ人は勿論野に在て或い民權或い國會抔と新聞に演說よ之を喋々する者は皆之れ封建の士族か又い新さよ此士族の仲間に加入したる者のみ在野の人物其本を尋れば或い卑賤より起りたる者もあるべし或い百姓町人より出でたる者もあるべしと雖も其朝に立て政權を執る其有樣と視れば舊來の治者が治者たるの位地に立て政を行ふ者に異ならず又在野の有志者と云ひ壯士連と云ふも其種類は明治の初年に天下を横行しさる浮浪の徒に異ならず朝にある者は被治者たる農工商の位地と服して恰も其繰故と絶ちたるの形にて野に在るの政治家も好時機よ乘じて今日の治者に代り以て自ら其政權を執らんと欲する者よて即ち今の豐臣を倒して第二の德川たらんとと欲するものあり或は其口實と民權に托して其趣は前浮浪の徒に異なるが如しと雖ども一方の治者が一方の治者を攻擊して之と倒さんとする其有形は更に異なる所なし且又其口實とする民權抔云へる新主義も其實は歐米人の唱ふる眞の民權論とは全く趣と異にするものにて彼れの所謂民權は其民權の主人たる農工商が自ら唱ふるの說にして我國今日の民權論者は其客たる治者の一部即ち在野の治者が暫らく人民の名と借用して其說を唱ふる者なるが故に往々其所行の親切ならざるもの多し其狀恰も病人に代て其容體を醫者に述ぶる者の如し到底眞實の容體は他人に代て述ぶべきものにあらず強て之を述べんとする時は大に其容體を過り胃弱に風藥と盛るが如き不都合を生ずるとならん又朝にある人物を視るに是れ亦純然たる舊來の治者よ屬する人物にして本來無職業の身分なるが故に其官に在るの間は官を以て職業と爲し衣食豐なるが如くなれども一朝官と退くときは忽ち本の無職業に還り甚しきは日々の糊口に苦しむ者もある可し或は斯る有樣に居ながらも尚ほ外面を裝ひ我れは民間の人物なりなとして公言する者なきに非ざれども其實は民間の人物にあらずして在野の治者と云へる一種無職業の遊民たるに過ぎず亞米利加の合衆國、獨羅巴の英國などに於ては然らず朝に立て政權を執る其有樣は嚴然動かもべからざるの威勢あり と雖も此治者は唯其在位の間のみ治者にして一朝其位を退けば本の被治者よ還り敢て他の百姓町人に異なると云し加之ならず尚ほ其位にある間と雖も從來の職業を廢もるるよあらず銀行の役人にして大藏卿の職を帶ぶる者あり鋼鐵の製造者にして商務卿さる者あり其有樣は治者の位に居て被治者の仲間と脫せず一身兩職を帶ぶる者と云ふべし治者れ位に登るも固より被治者と其繰故を絶つにあらず其本職は被治者さるの位地よ在て治者は其內職なり故に彼國に於て民權抔を唱ふる者は我國の如く客よして主人の名代を勤むるにあらず主人自ら進で其說と唱ふる者よて肉屋の主人能く演説よ登て施政の良否を說くべし然かも其所說は自家一身の利害に關する所なるが故に自ら親切にして空理よ流れず我國の有志者ゟ人民の名と濫用し人民の疾苦を臆測して無用の空理と唱ふる夢如れものにあらざるあり之を憂するに日本國には治者あり被治者あり人民ありと云ふも決して過言にあらざるべし

如此今の日本の狀體は更に德川時代の日本と異なると雖も治者專制の世の中にして朝野共に治者の橫行おく恰も治者專制の世の中にして朝野共に治者の橫行そる其際に我國の基本たり我國の國民たる被治者の有樣と顧みるに其樣眠るが如く死せるが如く國の政治は擧て之を他人に任じ敢て利害の關する所を顧ずして事が如何樣なるも其精神が何れの邊よ在るも更に痛痒を感もそるとなく保安條例は何故よ發したるやを知らず市制町村制は何の用を爲す可きやを思はず租稅の時よ輕重するは天授の禍福にして其納めさる稅金い何人が何川の爲めに消費するかを知らず唯これと納め終れば則ち義務を盡したるものよ去て其以上は役人の思召次第に任ずるのみ一切萬事御上の御世話ある可きあれば吾〳〵百姓町人の喙を容る可き限りに非ずとして安心決定し朝夕自分の商賣繁昌家內安全を祈るよ過ぎず或は其思想漸く家內を離れて戶外に涉るも極度は町內村內に止まり村社の祭禮よ五穀成就を祈り初午の幟よ町內安全を表する位れ事にして一家の外に町村あるを知らず況に以て無頓着千萬なりと云ふ可し扨よの無頓着は我國の爲めに悅ぶべき事なるか又よ憂ふべき事なるかと云ふに勿論憂ふべ死の極なれども今遽に之を矯正せんとするも固より一朝一夕人力の能くすべきにあらず蓋し明治維新の如き政府れ更迭治者の交代は假令へ兒器を用るの慘狀を呈するも僅ゟ一年二年の間よ其局を結ぶべしと雖ども又は數年の間に其人心の變遷は中々容易のとにあらず市制町村制の發行の如き人民に自治の精神あるを認めての事ならんなれども前述の次第にて治者と被治者と軍刑と列にし所謂上下尊卑の限界を定めて動かす可らざるに於ては大切なる良制度も更に其功能なかる可し我國人心の變遷其端緒い已に嘉永年間に之を開きしと雖ども明治廿一年の今日に至るも尚ゆ未ざ達したる運動あるのみあらず今五に運動の最中なりと云ふも可あるを程の次第あるが故に苟も國を憂へ身と愛するの人は須らく此變遷の運動に注目し日本全國として悉く被治者さらしめ此被治者をして傍ら治者の內職に關らしむるの謀となし以て眞の文明に進み人類たるの約束を遂げんと余輩の希望に堪へざる所なり

（完）

雜報

○富士登山案內　追々富士登山の時節となりたれば登山者の參考に供せんとて白幽漁夫より富士山案內一篇を投寄したれば左に掲ゞて讀者の一覽よ供す

携帶品の事　富士山中旅事の食品は都人の口に適せず故よ登山其日の午餐晩餐翌朝及晝とも凡そ四回の豫量と以て左の食品を携帶もるを可なりとす

ビスケット

又い麵包是は米飯の代用なり麵包い乾燥さ易し故よビスケットと飯定す何れとも旅客の撰に任せ

又いコヤム

或い他の鑵詰何れとも旅客の撰に任す

最必要品なり

又い代用すべき物

香の物

鑵詰菓物

ブランデー

又い醬油

ナイフ

フォーク

コップ

西洋蠟燭

日本形足袋

兩眼鏡

蚤除藥

鹽

一個

一個或い箸山中旅亭の箸は不潔なり

一個

三四本富岳八合目の旅亭に一宿の夜之を用ふ

一足山中草鞋用

即ちインセクト　ポウダーなり夏季の旅行之なくては夜中安眠するを得ず富岳の寒冷と雖ども亦蚤多し

右の外に贅澤品を携ふると否とは旅客其人の嗜意あり然れども「ビール」等の如き嵩多きものは山行に便ならず故よ量少く効多きものと撰ぶべし

荷物の事　携帶品中鑵詰の如き一たび開けば醬汁漏泄の虞あるものあり故に他の食物だけは別よ竹製提籃の如き粗惡の器よ納れ山行の際剛力に提携せしめ時々開閉の自由なるを便とも旅行は荷物の多きを厭ふあれども東京より國府津迄は汽車夫より富士の麓迄人腕車又は駕籠等よ乘る故に荷物の多きも別に人と要せず

東京出發の事　以上の品物を携帶して午前六時十五分新橋發の汽車に駕し九時過ぎ國府津に着す是より關本驛迄四里半腕車一人乘車夫一人賃金二十六錢內外、關本午餐食物は此邊迄は先づ普通のものあり是より竹ノ下驛迄四里半此間に峠あり嶮阻にして車を通せず駕籠又は駄馬に駕す賃五十錢內外、竹ノ下より須走驛迄二里半、車と通ずれども坂路よして遲緩なり故に駕籠又は馬の方却て便あり賃金四十錢內外須走驛米山屋に投宿も米山屋は本驛第一等の旅亭あり食品は關本に劣ると雖ども猶堪へざるにあらず須走は富士山東口の咽喉あり茲よ淺間神社遙拜所あり

登山準備の事　須走驛出發のとき旅亭に於て客一人毎にどてら一枚と餅一食の量を授くるを例とも外よ草鞋五六足を携帶すべし或人云ふ靴の方、便なりと或は然らん然れども富岳は一山都て燒ケ石なり若し靴と穿たば恐くは一山行にして弊るよ至らん草鞋の輕便なるよ如かず又山中茶亭の水多くは雪を融したるものなり故に惡臭あり須走又は是より二三里登りたる處より清水を携ふれば更に妙なり此水を盛る器物は案內者の周旋にあり又金剛杖なるものを要す之なくては登ると得ず長さ凡そ六尺なり嶮阻を攀るとき短小の杖は用とあさず故に此杖ゟり杖は須走より二三里上りて求むるも可なり

剛力の事　剛力なるものは登山人の荷物を負擔し孫て案內と業とするものなり登山人い皆剛力を雇ひ荷物は總て之に負擔せしむ一人二日の給料金三四十錢、別に無事登山の祝儀として五六十錢投與するを例とす抑剛力なるものい重荷を負擔し山岳と跋涉するみと殆んど平地を行くが如し聞く處によれば米一俵を負ひ一日にして頂上に達すと以て剛力の名に背かざるを知るべし旅客二三人乃至五六人の中へ剛力一人を雇ふを例とも然ども旅客一人毎に剛力一人を雇ひ彼の負擔を輕くし嶮阻難渋ゟ難ゟ處ゟい絶頂に至り呼吸促迫行歩艱難の際に臨み彼をして旅客の腰部を押上げ又い挽上げしむるは聊か勞苦を分つの一助たり剛力の食料は自辨なり

剛力人選の事　剛力を業とする者十中の八九い無智の賤民にして殆んど潔不潔をも辨知せざる者あり然るに富岳一宿の夜は蒸熱難加ふるに頭痛を發し或は寒風骨に徹る虫類あり所の燈明を見るの如き蛾類あり蚊類あり蚤類あり蝨類あり蜂類あり蟻類あり蚯蚓類あり蜈蚣類あり蜘蛛類あり蛇類あり蛙類あり蝙蝠類あり蝦蟇類あり蝸牛類あり蝶類あり蜻蛉類あり蟬類あり蟋蟀類あり蟷螂類あり蟹類あり蟻類あり蟻類あり蟻